

質問日	令和3年3月11日(木)		質問方式	分割方式			
質問順位	2	会派名	自由民主党浜松	議席番号	16	氏名	井田 博康
表 題	質 問 内 容						答弁者の職名
1 浜松版M a a S 構想について	<p>本市は、令和元年10月に「デジタルファースト宣言」の下、デジタル・スマートシティの取組を始動した。「浜松市総合交通計画」「浜松市都市計画マスタープラン」と連携しながら、交通課題に限らず、市民の生活全般に関わる課題や都市の多様な課題解決に取り組んでいかなければならないと考える。</p> <p>基本理念として人口減少・少子高齢化で限られた資源ヒト・モノ・コトをモビリティで繋ぎ、持続可能な都市を目指し、2020年度から2024年度の5年間の第1期では、交通・生活課題解決から着手し、M a a Sの基礎固めを行うことや、重点的に進めていく分野が示された。</p> <p>そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 第1期の取組の基盤づくりとして具体的にどのようにエコシステムを構築していくのか伺う。</p> <p>(2) 重点分野に示されている健康・医療・福祉の部門において、今年度実証実験が行われた春野医療M a a Sの今後の展開について伺う。</p> <p>(3) 路線バス廃止が進んでいる中山間地域での公共交通空白地域に大きな影響を与えられ、自家用有償旅客運送に関する今後の方向性について伺う。</p>						朝月デジタル・スマートシティ推進事業本部長
2 ビーチ・マリンスポーツについて	<p>本市では平成30年12月に策定した事業化計画に基づき、江之島地区においては、令和6年7月のオープンに向け国内最大級のビーチコートの整備が進みつつある。ビーチ・マリンスポーツ事業化計画の広いエリアの中でどうつなげ、事業展開していくかを考えていく必要がある。</p> <p>また、奥浜名湖周辺エリアは、ビーチ・マリンスポーツを楽しめる体験型観光資源などもあり、浜松・浜名湖地域の核となる観光エリアの一つである。本市を来訪する人や市民に身近なものとして捉えてもらい、ビーチ・マリンスポーツの魅力を伝えることが必要であると考えます。</p> <p>そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) ビーチ・マリンスポーツ事業化計画では、江之島地区を含め整備地区のゾーニングが示されているが、今後はどのような整備スケジュールで進める予定か伺う。</p> <p>(2) ビーチ・マリンスポーツの聖地化に向けては、競技種目やルールについて市民の理解度を上げていく方策が必要と考えるが、今後どのような取組を手がけていくのか伺う。</p>						中村文化振興担当部長

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
	(3) ビーチ・マリンスポーツの地元競技者の普及活動をどのように取り組んで行くのか伺う。	
3 中山間地の森林について	<p>東日本大震災から10年が経つ。そして本市は、南海トラフ地震により大きな影響を受ける範囲内に入っており、地震災害に対しての備えをしっかりとしておく必要があると考える。</p> <p>また、ここ数年、異常気象による災害が頻繁に起き、去年は天竜区龍山町内の国道152号で崖・土砂崩れによる通行止めも発生した。平成28年5月に改正された森林法では、森林所有者が立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林（植林）の計画を届け出し、事後に森林の状況を報告するよう義務づけられているが、全国的には、その法律が遵守されずに崖崩れが起きているところもあると聞いている。</p> <p>現在、新型コロナウイルスへの感染を心配する中で、中山間地に川遊びや森林浴に来たりする観光客が増えている。観光客や市民の安全を守るためにも適切な森林整備が必要であるとともに、森林を利用した新たな産業の創出も考えていく必要があると考える。</p> <p>そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 本市において、森林法の遵守の周知徹底がどのようになされているのか伺う。</p> <p>(2) 森林整備における、土砂崩れ等の山地災害を防止するための対策について伺う。</p> <p>(3) 森林を利用した新たな産業の創出をどう考えていくのか伺う。</p>	山下農林水産担当部長
4 地域の環境問題への対策について	<p>住宅敷地内の廃棄物に類似したものや集積物による火災の心配、繁茂している樹木による害虫やハチにより、近隣住民の住環境へ悪影響を与えるなどの実例が見られる。いわゆるごみ屋敷である。ごみが山積している空き地は、防犯・防火の観点から地域住民に与える影響が大きいと考える。平成27年、空家対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、空き家問題は大きく取り上げられ、空き家に関しては行政の指導、勧告、行政代執行が可能となったが、ごみ屋敷や空き地の適正管理に関しては所有者に対しての指導にとどまっている現状である。</p> <p>火災予防のためには、消防法第3条により、屋外において火災の予防に危険であると認める物件の所有者・管理者等に対し、物件の除去等必要な措置を命ずることができる。また、ごみ等に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条により、土地の占有者に当該土地の清潔保持を課しているが、努力義務にとどまっている。</p>	鈴木副市長

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
	<p>他都市を見ると、神戸市では、「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」、豊田市では、「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」が制定されている。</p> <p>そこで、以下2点について伺う。</p> <p>(1) 本市におけるごみ屋敷や空き地の状況を、どのように把握しているのか伺う。</p> <p>(2) ごみ屋敷や空き地に関する対策条例などの整備をする考えはあるか伺う。</p>	
<p>5 校外適応指導教室について</p>	<p>令和2年度に入ってから、新型コロナウイルス感染症の猛威により自宅待機を余儀なくされた児童・生徒は自宅での学習に頼ることになり、浜松市立の小・中学校では教師はこれに対応するべく様々な資料を作り、学校の休業中を乗り越えた。</p> <p>授業再開後は、学校に通える児童・生徒はよいが、学校になかなか行けず校外適応指導教室に通う児童・生徒や学校に行けても教室に入れず校内適応指導教室に通う児童・生徒は、復習はできるが、やる気になっても次のステップに進みづらい状況である。学校に通えている児童・生徒との学力の格差を何らかの形で減らしていく必要があると考える。</p> <p>先ごろ、8教室全ての校外適応指導教室を訪問したが、どの教室も開始時刻は同じであるが終業時刻にばらつきがある。教室によって事情があると思われるが、統一したほうが受入れに幅が出て内容も充実すると考える。また、天竜区下阿多古にある校外適応指導教室の「すぎのこ教室」では、児童たちは基本的に保護者の車で送迎されるが、公共交通機関の利用を余儀なくされた場合、帰りの時間が地域バスと時間が合わず苦勞している現状があり、部局が異なるが、このような不都合は解消しておくべきだと考える。</p> <p>また、現在の8教室のうち3教室が固定教室ではなく、移動を余儀なくされる状態である。適応指導教室としての空間の雰囲気づくりは子供たちにとって大切であると考え。</p> <p>そこで、校外適応指導教室について以下4点伺う。</p> <p>(1) 教室に通う児童・生徒と、学校に通っている児童・生徒の学力の格差を減らすため、義務教育としての「学びの保障」をどう果たしていくのか伺う。</p> <p>(2) 一人一台のタブレット端末に対応できるように、教室のWi-Fi環境を整える考えがあるのか伺う。</p> <p>(3) 教室の開室時間についての考えを伺う。</p> <p>(4) 教室の部屋の固定化についての考えを伺う。</p>	<p>花井教育長</p>